

公の施設の指定管理者監査
及び財政援助団体監査結果報告書

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第1号

公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和2年2月4日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく指定管理者監査及び財政援助団体監査

2 監査の範囲

平成 30 年度社会体育施設指定管理委託業務 40,080,000 円

平成 30 年度小城市体育協会補助金 17,560,000 円

3 監査の実施期間

令和元年 12 月 24 日から令和 2 年 1 月 27 日まで

4 監査の対象

団体の名称 一般財団法人 小城市体育協会

主管課 小城市教育委員会 生涯学習課

5 指定管理の概要

指定管理施設の概要

(平成 31 年度社会体育施設管理業務仕様書抜粋)

施設名	所在地	開館年月	構造等			施設概要
			構造種別	敷地面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	
小城体育センター	小城町 畑田 98-1	昭和 60.3	鉄筋 コンクリート 2階建	7,027	1,985	バレー 2 面 バスケット 2 面 バドミントン 6 面 ミーティング室 駐車場 2,394m ²
三日月体育館	三日月町 長神田 1848-9	昭和 61.3	鉄筋 コンクリート 2階建	8,788	1,997	バレー 2 面 バスケット 2 面 バドミントン 6 面 ミーティング室 西側駐車場
牛津体育センター	牛津町 柿樋瀬 1100-2	昭和 56.4	鉄筋 コンクリート 2階建	3,430	1,738	バレー 2 面 バスケット 2 面 バドミントン 6 面
芦刈文化体育館	芦刈町 三王崎 172-1	平成 5.4	鉄筋 コンクリート 2階建	8,173	3,902	バレー 3 面 バスケット 2 面 トレーニング室 会議室 柔道場 168 畳 西側駐車場他

牛津武道館	牛津町 牛津 556-1	平成 6.3	鉄筋 コンクリート 2階建	1,509	1,355	1階 剣道場2面 2階 柔道場2面 会議室
三日月グラウンド	三日月町 長神田 339-1	昭和 63.4		12,187		野球場1面 ソフトボール2面 ゲートボール5面
牛津運動公園	牛津町 下砥川 659-2	昭和 56.4		11,484		ソフトボール2面
芦刈運動公園	芦刈町 三王崎 172-1	平成 5.3		10,484		テニスコート2面 イベント広場 9,042m ²

対象団体の概要

名称	一般財団法人 小城市体育協会
法人設立年月日	平成 19年 3月 16日
所在地	小城市小城町松尾 4032 番地 5
役員・従業員	会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 副理事長 1名 理事 8名 監事 2名 職員 19名
設立の目的	小城市の体育・スポーツの普及・振興に関する事業を行い、健全なスポーツ精神を養うとともに、市民の体力向上及び健康維持。増進に寄与すること。
主な事業	体育スポーツ団体の育成強化及び連絡融和 体育スポーツの普及啓発 スポーツに関する調査研究及び広報活動 各種スポーツ大会、講習会等スポーツ振興に関する事業の実施及び協力 小城市・公益財団法人佐賀県スポーツ協会その他関係機関との連絡協調及び協力 スポーツ施設の管理運営 その他設立の目的を達成するために必要な事業

6 指定管理状況

(1) 選定方法

小城市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条
公募によらない指定管理者の候補者の選定による。

(2) 経営に関する規則等

小城市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
小城市社会体育施設の管理に関する協定書（年度協定）（以下「年度協定書」という。）
小城市社会体育施設の管理業務に関する協定書（基本協定）（以下「基本協定書」という。）
一般財団法人 小城市体育協会 定款（以下「定款」という。）
一般財団法人 小城市体育協会諸規約集（以下「諸規約集」という。）

(3) 指定管理期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 社会体育施設指定管理料

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指定管理料	40,170,000 円	40,100,000 円	40,080,000 円

※利用料金制採用（施設使用料は指定管理者の収入とできる制度）

7 小城市体育協会補助

小城市補助金等交付規則（平成 17 年 3 月 1 日規則第 39 号）

一般財団法人小城市体育協会補助金交付要綱

（平成 31 年 3 月 22 日小城市告示第 37 号）（以下「要綱」という。）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体育協会補助金	17,863,000 円	18,248,000 円	17,560,000 円

8 監査の方法

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法改正により導入されたもので、自治体の行財政運営の効率化・簡素化等を意図している。小城市もこの制度を平成 17 年度以降導入しているが、当初の意図が十分に機能しているかを視野に入れ、監査に着手した。

また、小城市体育協会の経営の収益は、そのほとんどが、小城市一般会計からの指定管理料と補助金であり、合算した経営になっているため、規則等に基づく予算の執行がなされているかも監査の対象とした。

監査対象所管課、監査対象団体に関係資料、証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

9 監査の着眼点

財政援助団体関係（小城市体育協会）

- (1) 補助金交付申請、実績報告は、要綱に従い、補助金額に対する事業計画書、収支予算書、決算書等が提出されているか。また、交付申請日、実績報告書提出日等は適正か。
- (2) 出納関係帳票、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は、要綱第 5 条に基づき、交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管されているか。
- (3) 定款等の定めにより、会計処理上の責任体制は確立されているか。

財政援助団体の所管課関係（生涯学習課）

- (1) 補助金の交付決定は、公益上の必要性が十分であるか検討しているか。
- (2) 補助金に関する対象経費の内容は明確であるか。
- (3) 補助金の条件の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (5) 補助金の交付目的から判断し、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

指定管理者関係（小城市体育協会）

- (1) 協定書等に基づく事務の履行は適切に行われているか。
- (2) 施設の利用促進のための努力はなされているか。
- (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適切になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 基本協定書等に基づき、利用料金は適正に収受されているか。
- (5) 定款等の定めにより、会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (6) 基本協定書に基づき、毎月終了後 15 日までに、市へ月の業務報告をしているか。

施設の所管課関係（生涯学習課）

- (1) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (2) 業務報告書の点検は適切になされているか。
- (3) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

10 監査の結果及び意見

社会体育施設の指定管理委託業務は、基本協定書及び年度協定書等により締結され、管理されている。

基本協定書第 18 条に再委託の禁止事項があるが、ただし書きに「あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りではない。」とある。仕様書No.21 にも同様の記載があるが、承認を得る場合、委託業務内容、委託先、委託金額などを市に届けることなどを追記したほうがよいと考える。

年度協定書第 5 条に管理施設の修繕事項があり「軽微な修繕等については仕様書で定める額（1 回の発注限度額 100,000 円以内）については、指定管理者が実施するものとする。」とあるが、仕様書に額の記載がない。管理業務マニュアルの「(3) 修繕について、軽微なもの（1 回の発注限度額 100,000 円）は指定管理者において行い、それ以上の金額は市と協議する。修繕する箇所が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し指示を仰ぐ」との記載があるため、仕様書に同様の記載をされたい。

また、経理事務については、収入金の紛失や不正防止の観点から、諸規約集の決裁規定に基づき、複数人でのチェック体制を整え、適正な会計処理に努めていただきたい。

指定管理委託については、収益目的事業として、ほとんど施設管理業務となっている。主な事業費は、人件費、消耗品費、施設維持費である。

公益目的事業には、小城市から体育協会に対する補助金と市民県民体育大会委託費等が充てられている。事業は、地域体育協会に対する補助、競技団体活動に対する補助、小城市民体育大会運営委託、綱引き大会、キンボール大会、競技団体への強化費配分、県民体育大会への支援、郡市対抗県内一周駅伝大会活動費支援、芦刈ムツゴロウロードレース大会委託、観桜大会委託等がなされている。

小城市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則に基づき提出された事業計画書によれば、補助金を含めた事業計画になっており、指定管理料とは別に、補助金の受け入れを前提とした内容である。

収益目的事業の収益である指定管理料は年度協定書に定められ、公益目的事業の収益である補助金の対象経費は、要綱に定められている。公益目的事業費は、補助金交付後の事業費を対象とするため、公益目的事業費と収益目的事業費を合わせた会計処理では、公金の透明性が確保されにくい。今後、補助金と指定管理料は、別々の口座で管理するなど検討する必要があると思われる。

要綱第 3 条に補助対象経費が示してあり、公益目的事業にそのほとんどが計上されているが、一部委託としているため、補助金の対象経費に即しているかが明確にできないリスクが伴う。

また、競技団体等への支出が、一事業に対し、運営費と委託費、補助金と委託費など二通りの支出となっているものもあり、業務対象経費が重複する可能性があり、正確性に欠けるリスクを伴うため、改善を求めたい。

体育協会が法人として設立してから 13 年目を迎える。現状に合わせた規約等の検討をしていただきたいと望むものである。